

令和7年度 特定保健指導実施に関するお願い

令和7年2月



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

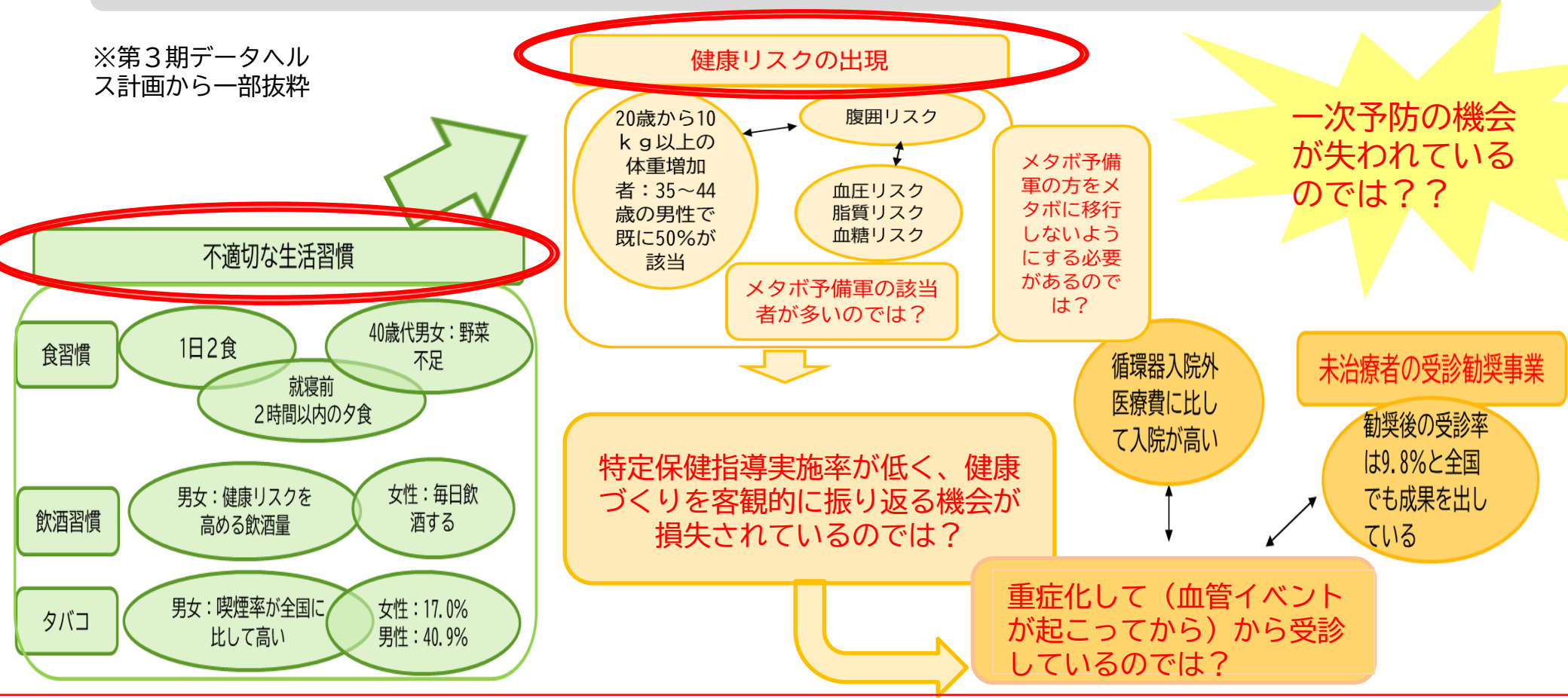
1. 特定健診・特定保健指導の一体的実施の推進について
2. 特定保健指導に係る要配慮個人情報の保護について
3. 特定保健指導実施における本人確認について
4. 服薬(受療)開始後の特定保健指導の取扱いについて

1. 特定健診・特定保健指導の一体的実施の推進について
2. 特定保健指導に係る要配慮個人情報の保護について
3. 特定保健指導実施における本人確認について
4. 服薬(受療)開始後の特定保健指導の取扱いについて

1. 特定健診・特定保健指導の 一体的実施の推進について

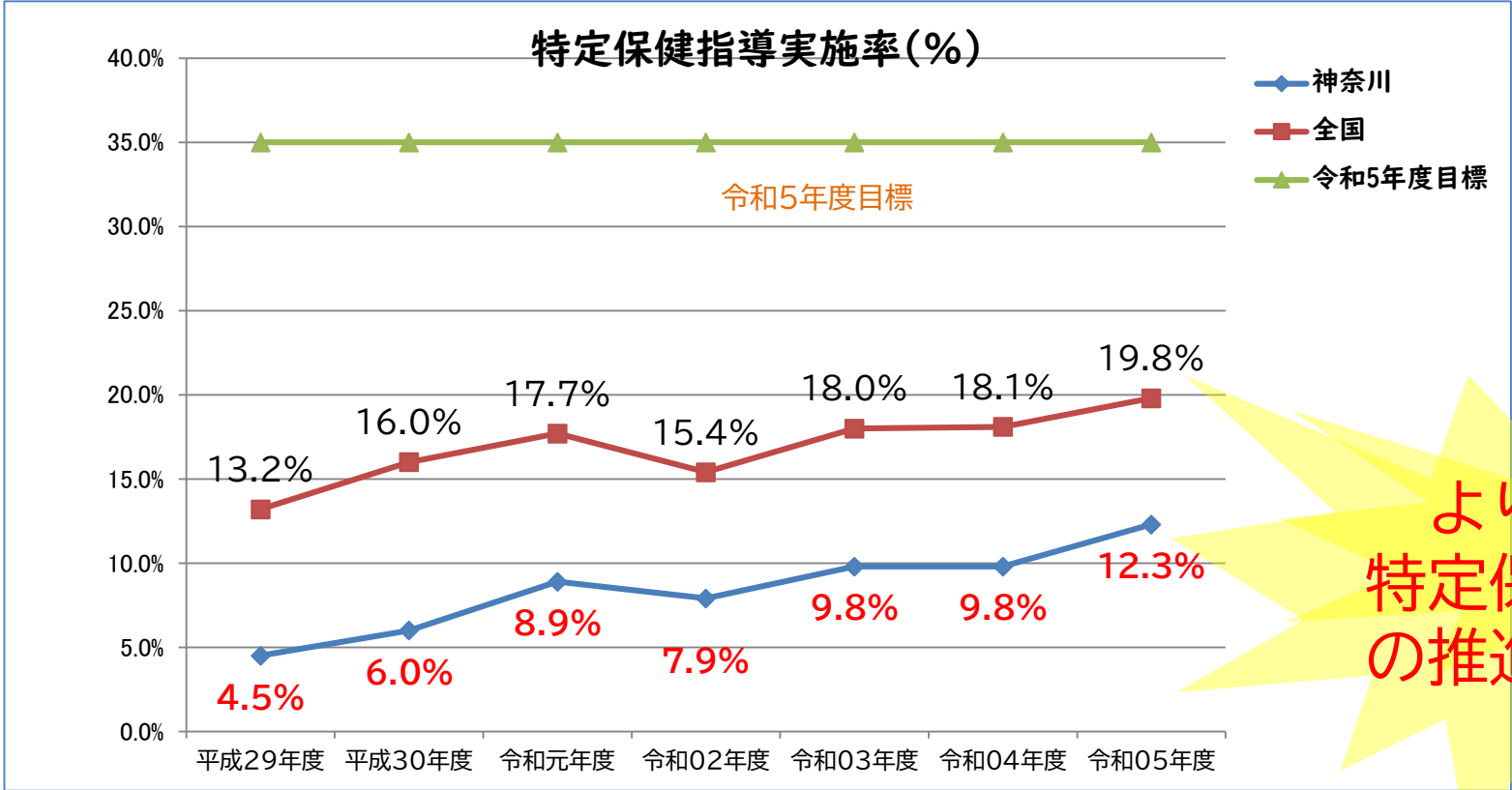
神奈川支部加入者の健康状態について

※第3期データヘル
ス計画から一部抜粋



1. 特定健診・特定保健指導の 一体的実施の推進について

特定保健指導の実施率について



特定保健指導
実施率は年々
上昇していますが...

より一層
特定保健指導
の推進が必要

1. 特定健診・特定保健指導の 一体的実施の推進について

健診と保健指導の一体的実施の推進にご協力をお願いいたします！

健康リスクのある方に
健診結果を客観的に知る機会を！

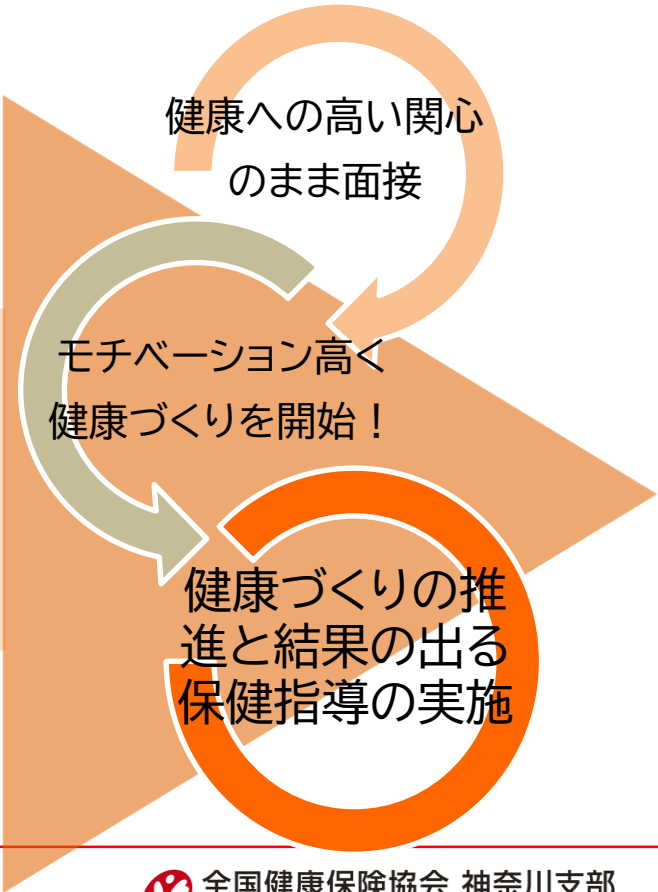


① 初回面接は分割実施もOK！

①階層化 【スクリーニング】 腹囲・BMI・血圧で 動機付け以上の方 を確定する	②初回1回目 【健康リスク説明】 初回2回目の了承 を得る
---	---

③初回2回目
【追加リスク確認】
＝初回面接完了

※電話で実施可
※積極では継続支援
1回目として可



特定保健指導契約63機関のうち
約83%の機関で当日実施の契約中です

1. 特定健診・特定保健指導の 一体的実施の推進について

「健診当日に推進している機関の工夫」の一例

1.【医師から勧める】
ある機関では実施のうち
8割が医師からの勧奨で
利用に至った

「10分ほど」など面接
にかかる時間を示し
て案内をした機関も
あります！

2.【言葉のかけ方を変えた】
「受けますか？」や「時間あっ
たら」ではなく、「お話を聞いて
いきませんか？」や「この
後受けて」など

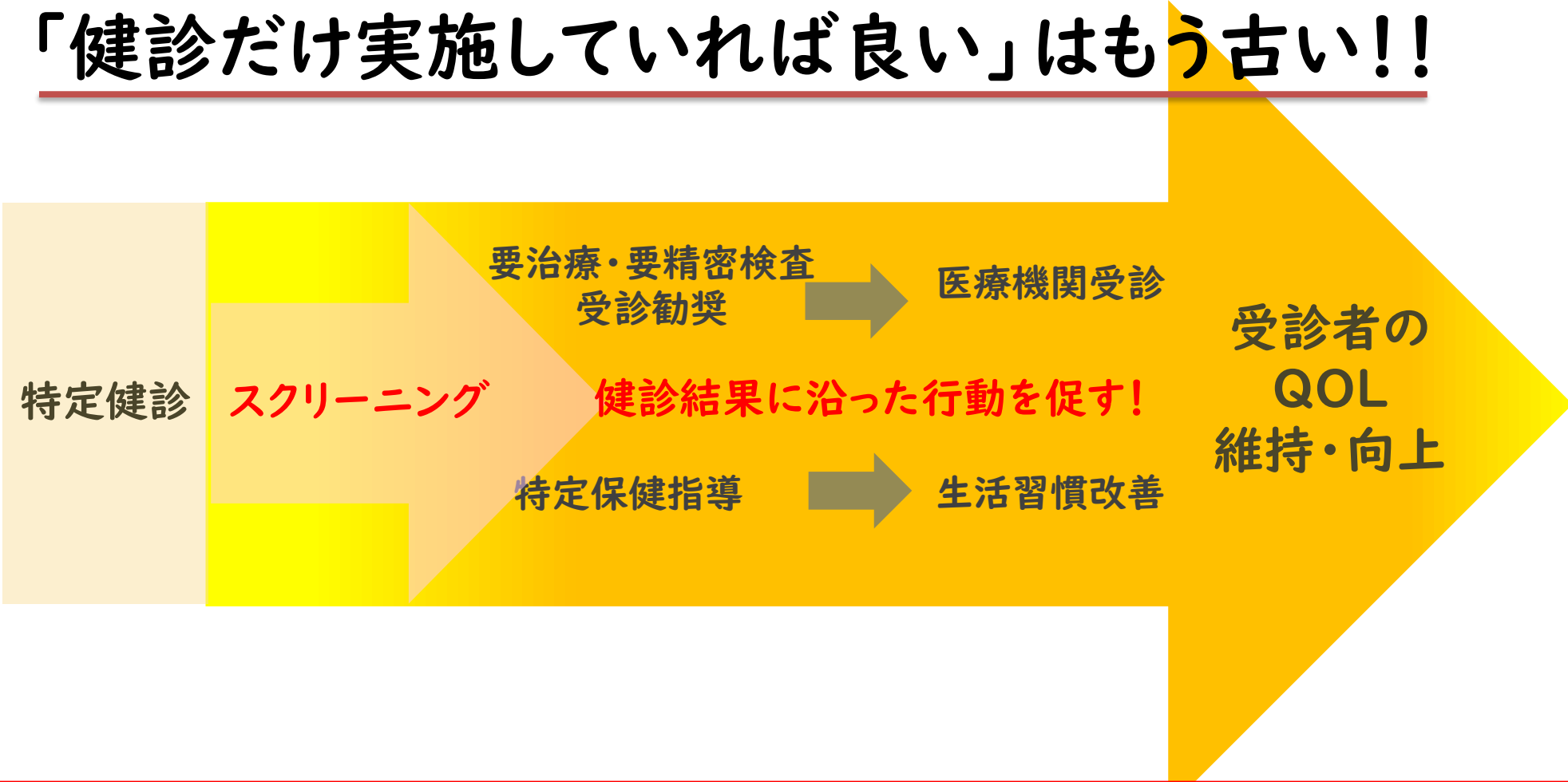
3.【事前準備を実施した】
受診歴から該当者の予測を
しておき、健診従事者で共
有し該当者に勧奨できるよ
うにする

専従者を確保するため
に事務職等の協力体制
を組織内で再構築した
機関もあります！

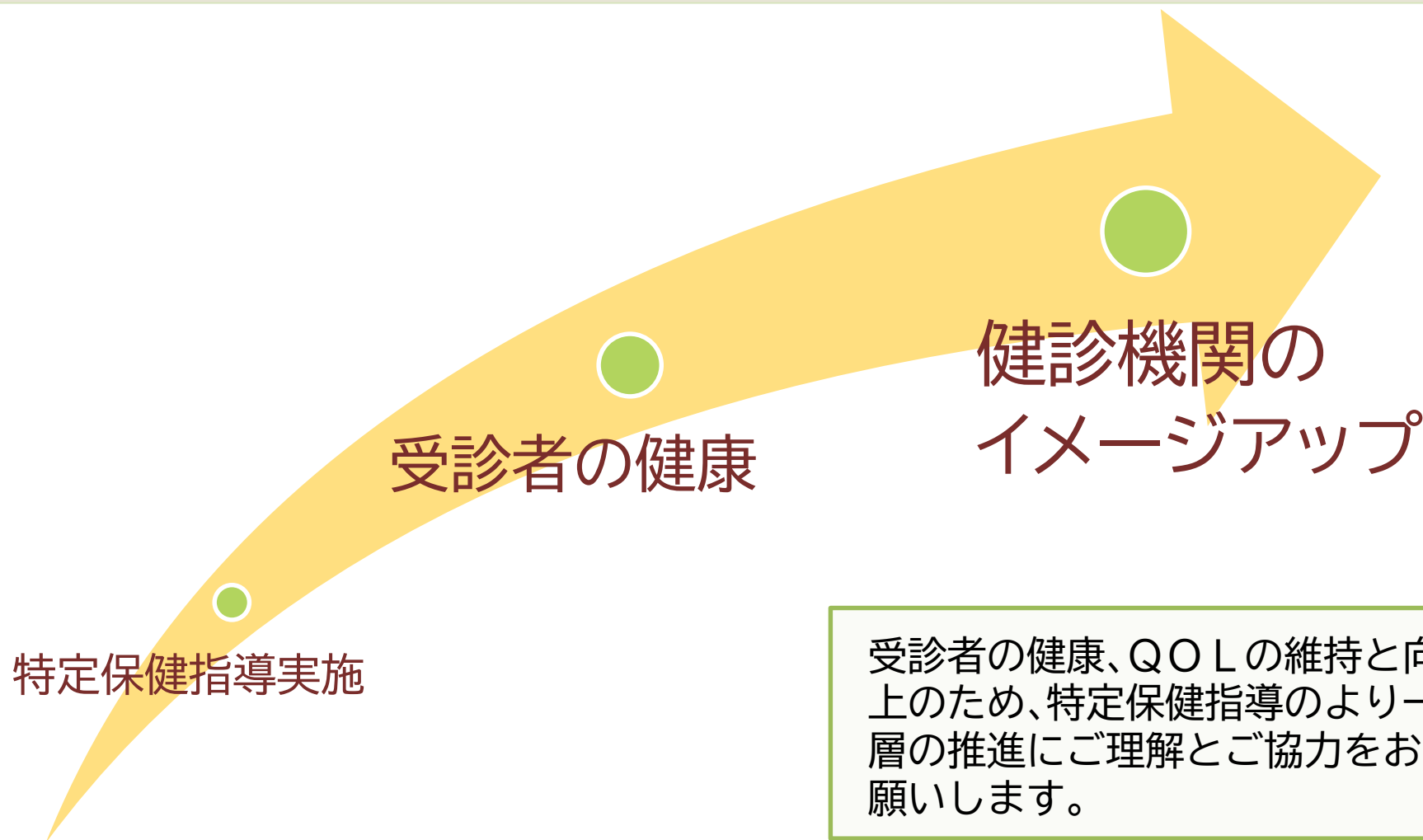
4.【専従者の充実】
面接ができる専従者がいる
ことで実施数が伸びた

1. 特定健診・特定保健指導の 一体的実施の推進について

「健診だけ実施していれば良い」はもう古い!!



1. 特定健診・特定保健指導の 一体的実施の推進について



1. 特定健診・特定保健指導の一体的実施の推進について
2. 特定保健指導に係る要配慮個人情報の保護について
3. 特定保健指導実施における本人確認について
4. 服薬(受療)開始後の特定保健指導の取扱いについて

2. 特定保健指導に係る 要配慮個人情報について

利用案内時に
注意が必要な要配慮個人情報



- ・ 健診結果（問診結果含）
- ・ 特定保健指導階層化結果

特定保健指導の対象
になっていることも
要配慮個人情報で
す！

健診機関の皆様へお願いしたいこと

1. 健診当日の特定保健指導の利用案内時には、プライバシーの守られる場所で「特定保健指導の該当になった」旨をお伝えください。
2. 健診後日に事業所を通して特定保健指導の利用案内をする際には、事前に協会けんぽに共同利用の可否をお問い合わせの上、ご案内ください。

1. 特定健診・特定保健指導の一体的実施の推進について
2. 特定保健指導に係る要配慮個人情報保護について
3. 特定保健指導実施における本人確認について
4. 服薬(受療)開始後の特定保健指導の取扱いについて

3. 特定保健指導実施における 資格および本人確認について

対面面接

- ・ マイナ保険証等による本人確認
- ・ 対象者に氏名をフルネームで名乗ってもらう、生年月日の申告による本人確認

同姓同名の方への指導実施を避けるため、生年月日による確認もお願いします

遠隔面接

- ・ 協会けんぽの被保険者であることの確認
 - ・ 対象者に氏名をフルネームで名乗ってもらう、生年月日の申告による本人確認
- を口頭もしくは文書で行う

確認日時を記載した
事跡を残すことが必須

面接に依らない実施



面接に依らない実施において、協会への資格確認の問い合わせは不要です

参考

事務処理要領「10 資格確認及び支払基準(8ページ)」、
ステップアップ検査等業務委託要領「8 資格確認及び支払基準(4ページ)」もあわせてご覧ください。

1. 特定健診・特定保健指導の一体的実施の推進について
2. 特定保健指導に係る要配慮個人情報の保護について
3. 特定保健指導実施における本人確認について
4. 服薬(受療)開始後の特定保健指導の取扱いについて

4. 服薬(受療)開始後の 特定保健指導の取扱いについて

- 特定保健指導業務委託事務処理要領において、健診受診後に服薬が判明した場合の取扱いについては明示しているものの、勧奨の際等の初回面談実施前に服薬が判明する場合も考えられることから、以下のとおり記載を修正しました。

新	旧
全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領（例）	全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領（例）
5 業務手順	5 業務手順
(中略)	(中略)
(5) 特定保健指導 < 動機付け支援又は動機付け支援相当 > ア～イ (略) ウ 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬(受療)の取扱い 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬(受療)(以下「服薬」という。)の有無の確認手順等については、以下のとおりとする。 ・ 特定保健指導を実施する際には、服薬の有無の確認を行うこと。 ・ 服薬が判明した場合は、対象者を介する等の方法により、当該服薬の指導を行っている医師(以下「かかりつけ医」という。))に対し、特定保健指導の <u>実施</u> 要否を確認すること。 ・ かかりつけ医が特定保健指導を不要と判断した場合は、その旨を対象者と共有した上で、対象者の意向を確認し、対象者が特定保健指導の <u>実施</u> を希望する場合は、特定保健指導を実施して差し支えない。対象者が特定保健指導を希望しない場合は、協会支部にその旨を連絡し、 <u>特定保健指導の実施要否</u> について確認すること。 <u>特定保健指導</u> を実施しないこととなった場合は、実施済分までの請求を行うこと。 ・ 対象者及びかかりつけ医への確認ができない場合は、特定保健指導を実施すること。 <u>なお、実績評価時においては、対象者及びかかりつけ医への確認ができた場合であっても、特定保健指導を実施すること(評価面談終了として請求する)。</u>	(5) 特定保健指導 < 動機付け支援又は動機付け支援相当 > ア～イ (略) ウ 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬(受療)の取扱い 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬(受療)(以下「服薬」という。)の有無の確認手順等については、以下のとおりとする。 ・ 特定保健指導を実施する際には、服薬の有無の確認を行うこと。 ・ <u>特定保健指導の契機となる健診受診後に服薬が判明した場合は、対象者を介する等の方法により、当該服薬の指導を行っている医師(以下「かかりつけ医」という。))に対し、特定保健指導の継続の要否を確認すること。</u> ・ かかりつけ医が特定保健指導の <u>継続</u> を不要と判断した場合は、その旨を対象者と共有した上で、対象者の意向を確認すること。 <u>なお、対象者が特定保健指導の継続を希望する場合は、引き続き特定保健指導を実施すること。</u> ・ <u>対象者及びかかりつけ医が特定保健指導の継続を希望しない場合は、協会支部にその旨を連絡し、中断の可否について確認すること。また、実施しないこととなった場合は、実施済分までの請求を行うこと。</u> ・ <u>なお、対象者及びかかりつけ医の意向が確認できない場合は、特定保健指導を実施すること。また、実績評価時に意向が確認できた場合も、特定保健指導を実施すること(評価面談終了として請求する)。</u> ※ <u>動機付け支援相当の要件に該当する対象者については、積極的支援ではなく、動機付け支援相当の支援を実施すること。</u>

参考

事務処理要領「5 業務手順(5)ウ(5ページ)」もあわせてご覧ください。

◆ 問い合わせ先 ◆

全 国 健 康 保 険 協 会 神 奈 川 支 部
保 健 グ ル ー プ 保 健 指 導 チ ー ム

直 通 電 話 0 4 5 - 2 7 0 - 9 9 7 6